

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合的研究

メタデータ	<p>言語:</p> <p>出版者: 高良倉吉</p> <p>公開日: 2009-03-03</p> <p>キーワード (Ja): 沖縄県多良間島, 伝統的社会システム, 八月踊り, 琉球, 水納島, スツウプナカ (豊年祭)</p> <p>キーワード (En): Tarama Island, Okinawa Prefecture, Traditional society, Dance of August (8-gatsu odori), The Ryukyus, Minna island, Sutsuupunaka(celebration of a full harvest)</p> <p>作成者: 高良, 倉吉, 池宮, 正治, 山里, 純一, 玉城, 政美, 川平, 成雄, 赤嶺, 政信, 狩俣, 繁久, 大胡, 太郎, Takara, Kurayoshi, Ikemiya, Masaharu, Yamazato, Junichi, Tamaki, Masami, Kabira, Nario, Akamine, Masanobu, Karimata, Shigehisa, Ogo, Taro</p> <p>メールアドレス:</p> <p>所属:</p>
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/9027">http://hdl.handle.net/20.500.12000/9027</a>

## 多良間島の歴史的特質 —近世琉球史に係わる二、三の問題から—

高良倉吉\*

### 1. 地方官人地元出身者任用制の証拠

多良間島に伝わる4件の過渡期辞令書は、17世紀中期から後期にかけてこの島を含む両先島社会で起こった重大な変化をわれわれに示唆している。親里家に伝承される4件の辞令書は以下のとおりである。

①仲筋目差職叙任辞令書（1631年）

〔首里〕の〔御ミ事〕／大ミやこまぎりの／中すじめざしハ／一人いるいすじめざしに／たまわり申候／崇禎四年九月二日

②仲筋与人職叙任辞令書（1645年）

首里の御ミ事／大宮古間切之／中すじ与人ハ／一人中すじめざしに／たまわり申候／弘光元年八月十日

③多良間首里大屋子職叙任辞令書（1647年）

首里の御ミ事／大宮古間切之／たらまのしより大屋子ハ／一人中すじ与人に／たまわり申候／隆武三年八月廿八日

④水納目差職叙任辞令書（1652年）

首里の御ミ事／大宮古間切之／水納めざしハ／一人まさりに／たまわり申候／順治九年十月九日

目差・与人はシマ＝村レベルに設置された役人であり、その冠頭に付される名称は例外なしにシマ＝村の名でなければならない。したがって、この辞令書が発給された当時多良間島には少なくとも「いるいすじ」「中すじ」「水納」という行政単位としてのシマ＝村が存在したことがわかる。

某（人名不明）はある時点ですでに「いるい」筋目差の職に就任しており、①の辞令書で同格の仲筋目差に異動し、②の辞令書で仲筋与人へと昇任、③の辞令書でさらに多良間首里大屋子に昇任した。この当時、多良間の行政ポストで首里大屋子より上格の役職は存在しないので、某は多良間島最高の地位にまで登りつめたことがわかる。仲筋目差の職を14年間（「いるゐ筋」目差職の在任期間は不明）、仲筋与人の職を2年間勤めたあとで多良間首里大屋子に到達したのである（首里大屋子職の在任期間は不明）。④の辞令書をもらった「まさり」は某の家族あるいは身内（例えば彼の息子）と推定されるので、親里家の辞

\* たから くらよし 琉球大学法文学部教授

令書は2名の人物が受けたものであったと思われる。

この4件の辞令書が多良間島に、しかも親里家という特定の家に伝承されていることが重要である。辞令書はそれを受給した個人においてのみ価値を有する公文書であるから、伝承形態としては家文書に属するものである。ということは、17世紀30～50年代において、多良間統治の役職である目差・与人・首里大屋子は地元の者が就任するのが通例であったという事実を示唆している。

この事実は17世紀中期に関する認識に止まるものではない。琉球王国の内治が確定した尚真王期（15世紀後期～16世紀初期）から一貫してそうであったのであり、地元の者が国王発給の辞令書を通じて役人となり当該地域の行政を担当する、という基本原則が存在していた。この認識に立てば、右4件の辞令書は、かつて多良間島に存在したはずの大量の辞令書のごく一部にすぎないものだが（なぜなら、採用・異動・昇任・所得変更のたびごとに辞令書が発給されていたのだから）、にもかかわらず古琉球以来つづいてきた地方官人地元出身者任用制の制度状況を教えるものとして価値があるといえよう。

だが、首里王府の政策の結果として生じた二つの変化に注目するとき、多良間島の4件の辞令書は別の意味を帯びてくる。二つの変化とは、辞令書の発給範囲の限定と役人任用制度の変化である。

王国改革を主導した羽地朝秀は1666年、それまで目差・与人・首里大屋子・大首里大屋子（頭）・大阿母（宮古大阿母、八重山大阿母）などに例外なしに与えられてきた辞令書の発給範囲を限定して大首里大屋子（頭）・大阿母のみとし、首里大屋子以下の任用には辞令書を出さないこととした。過渡期辞令書の段階から近世琉球辞令書への転換が起こったのであるが、この年以後の年代を持つ宮古・八重山の残存辞令書の中から首里大屋子以下の役職の辞令書を見いだすことは不可能となる。したがって、多良間島の4件の辞令書は、首里大屋子以下の役人に至るまで辞令書を受けることができた時代の最終段階の証拠ということになる。いうまでもなく、多良間島には大首里大屋子（頭）・大阿母の職は存在しないので、近世琉球辞令書が多良間から発見されることはありえない。

問題はもう一つの変化、すなわち役人任用制度の変化であり、多良間島社会に決定的な影響を与えたと見られる。

## 2. 「八重山島」のローテーション制度

変化の原因をつくったのは首里王府体制の刷新を図った羽地朝秀（1666～73年摂政）の改革であり、彼は王国統治の合理性の確立を強力に推進した。『羽地仕置』収録の24号文書（1673年11月24日付け）の一節に「勿論、宮古八重山島、百姓至迄、疲不致迷惑様ニ、色々条書を以、検者遣、申渡置候事」（『沖縄県史料』前近代1、48ページ）とある。王国改革の趣旨を「条書」に記し、「検者」に持たせて宮古・八重山に周知徹底させたというのであ

る。「検者」とは誰のことか、いつ現地に派遣されたか傍証しうる史料は残念ながら、この動きと次の事実は関連している。

羽地路線のスタッフの一人であったと推定される恩納安治（佐渡山安治ともいう）は、羽地の死（1675年）直後の1678年に検使として宮古・八重山に派遣されており、現地視察をふまえたうえで先島行政のあり方を抜本的に改革するために『恩納親方規模帳』を布達している。肝心の『規模帳』は現存していないが、その内容を反映する諸史料によると、恩納の改革は基本的に羽地による王国改革路線を両先島に適用したものであった。

恩納による改革の一つは、地方官人任用制度の抜本的な見直しであった。地元の者がそれぞれの地域の役人となり、終身を含む任期不定のまま就任してきた旧来の制度を改め、任期を3年とすると同時に満了後に一定の基準で異動する制度としたのである。この制度は後に整備・強化されており、八重山の状況を伝える『参遣状』（喜舎場家所蔵本）によると、康熙35年（1696）から以下のようなローテーション体制となった。

まず、首里大屋子の場合は古見村（古見首里大屋子と名乗る）から始まり3年後に黒島村（黒島首里大屋子）へ、3年後に波照間村（波照間首里大屋子）へ、3年後に西表村（西表首里大屋子）へと異動し、再び古見村（古見首里大屋子）に戻る。したがって、首里大屋子の定員は八重山の場合は4名である。

与人の場合も同様であり、石垣村（石垣与人。以下、それぞれの村名を冠頭に置いて○○与人と称す）⇒小浜村⇒嘉平村⇒保里村⇒宮良村⇒新城村⇒登野城村⇒平得村⇒慶田城村⇒竹富村⇒花城村⇒大浜村⇒与那国村と異動して石垣村に戻る。目差も同じで、石垣村（石垣目差、以下同様）⇒新城村⇒嘉平村⇒古見村⇒宮良村⇒波照間村⇒登野城村⇒平得村⇒西表村⇒黒島村⇒小浜村⇒慶田城村⇒保里村⇒花城村⇒大浜村⇒竹富村⇒与那国村と異動し石垣村に戻る。与人の定員は13名、目差の定員は17名である。念のために説明を加えると、「八重山島」（八重山全体を指す行政上の総称）の村行政を担当する役人、すなわち嘸役人の組み合わせは首里大屋子－目差かあるいは与人－目差であり、首里大屋子・与人は主任、目差は補佐であった。つまり、古見首里大屋子－古見目差、黒島首里大屋子－黒島目差、波照間首里大屋子－波照間目差、西表首里大屋子－西表目差の他はすべて与人－目差の組み合わせである。したがって、首里大屋子の定員4名に与人の定員13名を加えると17名、目差の定員17名に一致する。この17という数字は「八重山島」を構成する行政村の数を意味している。

これと同様の新しい制度が「宮古島」（行政上の宮古全体を指す総称）にも適用されたが、しかし、「宮古島」の場合はローテーション制度への転換を直接的に伝える史料は今のところ確認されてなく、実証的な根拠は不備である。だが、現存する史料において宮古・八重山は常に同一の基本制度下に置かれていた点を念頭に置くならば、八重山の事例はそのまま宮古に貫徹すると断定してよい。とするならば、多良間における変化は次のようになる。多良間首里大屋子、仲筋与人、仲筋目差、「いるい」筋目差、水納目差といった多良間島を統治する役人が、「宮古島」役人のローテーションポストの一部として取り込まれたこと、

いいかえると、多良間島の地元出身者が排他独占的に就任する役職ではなくなったことを意味する。定期的に異動してくるよそ者が多良間島の役人に就任するという、コペルニクスの転回が起こったのである。多良間を代表する民謡「多良間スンカニ」に象徴されるウヤンマ（旅妻）物語の悲劇の基盤は、こうして生まれた。

したがって、多良間島に残る4件の辞令書は、地元の者がその島の役人になることができた古琉球以来の制度の最終段階の証人であった。

### 3. 特別制度下の多良間島

そのような制度的転換の結果、「多良間島」（多良間島・水納島からなる行政区画名）にどのような統治体制が出現することになったのだろうか。

近世末期から近代初期の状況を伝える『多良間往復文書控』を見ると、「多良間島」には行政村として仲筋・塩川・水納の3村が設置されており、囃役人として多良間首里大屋子・塩川与人・水納目差・多良間目差の4職が配置されていたことがわかる。この4職の囃役人は、『多良間往復文書控』でしばしば「四人」と略称されている。行政村は3村であるから、先島の囃役人体制の原則、すなわち首里大屋子プラス目差もしくは与人プラス目差の組み合わせからいえば、囃役人は6名存在していなければならない。だが、実際は多良間首里大屋子から多良間目差までの4名しかいない。

この疑問は次のように解決することができる。行政単位としての「多良間島」がまず存在し、これを構成する内部の行政村として仲筋・塩川・水納の3村がある。その結果、囃役人は村単位で定員化されているのではなく、「多良間島」単位で設定されていた。したがって、3村の村番所機能はさして重要ではなく、「多良間島番所」が行政機能のほとんどを担っていた。「多良間島番所」は仲筋村に設置されており（現在の多良間村役場敷地）、宮古の他の行政村のように仲筋・塩川・水納3村がそれぞれの村番所を持つ方式ではなかった。つまり、多良間島は特別制度下にあったのである。

『与世山親方宮古島規模帳』（1768年12月）が、

頭三人、各名付之間切、下知方引請、毎年上納高・模合貯・三ヶ月飯米并内貯等、委細取メ、其村々役人書付、構之頭、次書を以、一間切完相総、差出候ハズ、在番方相調部、奥書を以、翌年上国之頭持登、首尾申出候模、申渡候事。

附、多良間島之儀、遠海故、間切分無之候間、頭三人構ニ申渡候事。

と規定するのは特別制度と関係する。「宮古島」全体は平良・下地・砂川の3間切に区分され、各村・島はそのいずれかに属していた。3間切を所轄する最高責任者が頭であり、平良親雲上・下地親雲上・砂川親雲上を名乗ったのは周知の事実であろう。上記の史料が「頭三人、各名付之間切、下知方引請」と規定するのはそのためであり、頭は在番の点検を経たうえで所轄間切に関する諸報告を首里王府に出す義務を負っていた。だが、「附」に記さ

れるように、多良間島は「遠海」の地点にあるため「間切分無之」、つまり3間切のいずれにも属さず頭3名が直接的に所轄する行政単位として扱われていたのである。

その結果として、頭(3名)－「多良間島」(多良間首里代屋子－塩川与人－水納目差・多良間目差)という特異な嚮役人体制を含む行政形態が登場したのである(なお、目差は所轄する行政村名を名乗るのが通例だが、多良間村という村は存在しないにもかかわらず多良間目差と称している点に注意)。

特別制度として現れる近世役人体制の結果として、先に紹介した4件の辞令書に登場する仲筋与人、仲筋目差、「いるい」筋目差の3職は姿を消した。多良間首里大屋子の職名は残ったが、しかしその役はとうの昔に多良間島以外の者(具体的には蔵元のある宮古中央のエリート層)の就任ポストになっていた。また、仲筋というシマ＝村名は踏襲されているが、「いるい」筋というシマ＝村名はある時点ですでに消滅していた。

#### 4. 宮古島・八重山島の仲介者としての多良間島

今一つ指摘しておきたい点は、宮古島と石垣島のほぼ中間にあるためだと思うが、両者の仲介者の役割を多良間島が担っていたことである。『多良間往復文書控』に登場する典型的な例を一つだけ紹介しておきたい。

道光12年壬辰(1832)3月16日付けの文書が八重山島の蔵筆者(大目差・大筆者・脇目差・脇筆者の総称)から「多良間島役人衆」充てに送付されている。この文書は「覚」の形式をとり、「八重山より之問合」と注記されている。用向きは八重山への欠落人・漂着者(伊良部村・仲地村・来間村の出身者)8名を送還するので、「其元より宮古島へ可被相届候」ということであった。欠落人・漂着者送還に関する一連の文書(付状など)も多良間側に送られてきており、この種の業務において多良間は八重山側から一切を受け取り、それを宮古島の蔵元に届ける仲介者の役割を果たしたことがわかる。多良間島の「四人」は八重山の蔵筆者充てに、同年3月28日付けで「便船次第、宮古島へは届可仕候」と文書を送付している。また、同日付けで、多良間の4職は八重山の在番・在番筆者・頭充てに挨拶状を送っている。

「八重山島」で発生した「宮古島」に係わる事項は、「多良間島」を仲介者や窓口とする形で連絡・調整が行われていたのである。

#### 【参考文献】

『多良間村史』第2巻資料編1(王国時代の記録)、1986年、多良間村  
高良倉吉「古文書に見る民衆像」、1980年、高良『沖縄歴史への視点』所収  
高良倉吉「多良間島の辞令書とその背景 ー琉球社会における近世的転換の一端」、

1986年、高良『琉球王国史の課題』所収  
高良倉吉『琉球王国の構造』、1987年、吉川弘文館  
高良倉吉「多良間往復文書控にみる近世末期の島嶼行政の文書送受状況」、  
1992年、『琉球王国評定所文書』第8巻、浦添市教育委員会  
高良倉吉『琉球王国』、1993年、岩波書店  
高良倉吉「琉球王国の展開 — 自己変革の思念、『伝統』形成の背景—」、  
1998年、『岩波講座世界歴史』第13巻、岩波書店